年金の通知書の見方 早見表

3つの書類の届く時期と、年金額改定通知書・年金振込通知書の欄の意味｜登録不要・無料

日本年金機構の説明どおりに整理しています（2026年10月26日確認） 公的年金等の源泉徴収票は令和7年分の見方・送付日です。令和8年分の見方と送付日は、確認した日に日本年金機構のホームページに載っていませんでした。

年金の3つの書類｜届く時期と役割

書類	お知らせすること	届く時期	届く人
年金額改定通知書（6月）	年度ごとに改定された年金額（改定後の年金額）をお知らせします。	毎年6月上旬頃	年金を受け取っている方
年金振込通知書（6月）	6月から翌年4月（2カ月に1回）まで毎回支払われる金額を、1年分の「年金支払額」等としてまとめてお知らせします。	毎年6月上旬頃	金融機関等の口座振込で年金を受け取っている方
年金振込通知書（6月以外）	年金振込額や受取金融機関に変更があった場合に、そのつど振込額等をお知らせします。	振込月上旬頃	年金振込額や受取金融機関に変更があった方
公的年金等の源泉徴収票	支払われた年金の金額や、源泉徴収された所得税額等をお知らせします。	令和7年分は、令和8年1月8日（木曜）から15日（木曜）にかけて順次（はがき）	老齢または退職を支給事由とする年金を受給している方

年金額改定通知書と年金振込通知書は、同時にお知らせする場合に1つのはがきで届きます。年金と年金生活者支援給付金を同時に受給している方には大判はがき、遺族年金受給者・複数の年金受給者・視覚障害による障害年金受給者の方には封筒で届きます。
障害年金や遺族年金だけを受けている人には、公的年金等の源泉徴収票は送付されません（非課税のため）。

年金額改定通知書の見方

項目	何が書いてあるか
国民年金（基礎年金）	国民年金（基礎年金）の基本額、支給停止額、年金額の各金額をお知らせします。
厚生年金保険	厚生年金保険の基本額、支給停止額、年金額の各金額をお知らせします。
合計年金額（年額）	国民年金（基礎年金）と厚生年金保険の年金額の合計額をいいます。

年金額が合わないとき（日本年金機構の説明）

- 年金額改定通知書の年金額（当年度の合計）と、年金振込通知書の合計（6月から翌年4月までの支払額の合計）は、端数の加算などで一致しない場合があります。
- 5月分から年金額の改定がある方には、6月上旬に「支給額変更通知書」が送付されます。

支給停止額

年金の支給が停止された場合の停止額です。厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受ける場合や、複数種類の年金を受け取る権利がある場合などで、一部または全額が停止されることがあります。停止される月の上旬に、年金額と理由をお知らせする「支給額変更通知書」が届きます。

年金振込通知書の見方｜年金支払額から控除後振込額まで

項目	何が書いてあるか
年金支払額	1回に支払われる年金額（控除前）のことです。
介護保険料額	年金から特別徴収（天引き）される介護保険料額のことです。
後期高齢者医療保険料、国民健康保険料（税）	年金から特別徴収（天引き）される後期高齢者医療保険料または国民健康保険料（税）のことです。特別徴収（天引き）されるときに表示されます。
所得税額および復興特別所得税額	年金支払額から社会保険料と各種控除額（扶養控除や障害者控除など）を差し引いた後の額に5.105％の税率を掛けた額のことです。社会保険料とは、特別徴収された介護保険料、後期高齢者医療保険料または国民健康保険料（税）の合計額です。令和9年2月以降に支払われる年金からは、所得税および復興特別所得税と併せて防衛特別所得税が源泉徴収されるため、この式は変わります（日本年金機構）。
個人住民税額および森林環境税額	年金から特別徴収（天引き）される個人住民税額および森林環境税額のことです。
控除後振込額	年金支払額から社会保険料、所得税額および復興特別所得税額、個人住民税額および森林環境税額を差し引いた後の振込金額のことです。
振込先	年金が振り込まれる金融機関の支店名が表示されます。支店には、支所、営業所、出張所等が含まれます。
前回支払額	今回の支払額と比べて増減を確かめられるよう、前回の定期支払月（偶数月）に支払った金額の内訳（年金支払額や特別徴収された介護保険料額等）をお知らせする欄です。

色つきの行は年金から引かれるもの（保険料と税）、緑の行は引かれた後の振込金額です。8月以降の額は予定額として6月の額が書かれ、決定額は市区町村から送付される通知書で確かめます。8月（9月）に届いた通知書では、10月以降の年金支払額と介護保険料額が「＊」になり、改めて通知書が送られます。
所得税額の計算式（5.105％の税率）は、令和9年2月以降に支払われる年金から変わります。所得税および復興特別所得税と併せて防衛特別所得税が源泉徴収されるためです（日本年金機構）。新しい計算式は日本年金機構の資料で、扶養親族等申告書の側の案内は www.fureaino-oka.com/kaigo/nenkin-fuyou-shinkokusho で確かめられます。
令和8年度から、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収しています（日本年金機構）。

発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera） www.fureaino-oka.com/kaigo/nenkin-tsuchisho 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
一般的な情報提供です（日本年金機構の「通知書の見方を調べる」と各通知書の見方ページ、年金Q&Aにもとづく。2026年10月26日確認。説明文は日本年金機構の説明をもとにした当サイトの言い換え）。親の年金額・保険料・税額の計算や、通知書の数字が正しいかの判定はしていません。最終的な確認は、日本年金機構・市区町村・税務署・税理士にしてください。

年金の通知書の見方 早見表

公的年金等の源泉徴収票の見方・3つの書類の見比べ・なくしたとき

公的年金等の源泉徴収票の見方｜主な欄（令和7年分の説明）

欄	何が書いてあるか
支払金額	令和7年（令和7年2月～令和7年12月）中に支払われた年金の合計額です。所得税等や社会保険料が差し引かれる前の金額です。
源泉徴収税額	年金から源泉徴収された所得税額および復興特別所得税の合計額です。
区分	「支払金額」欄と「源泉徴収税額」欄の金額の区分です。例えば、老齢基礎年金、老齢厚生年金、64歳までの特別支給の退職共済年金を受けている方は、所得税法第203条の3第1号・第4号適用分です。
年金の種別	年金の種別が書かれています。
社会保険料の額	年金から特別徴収された社会保険料（個人住民税および森林環境税は含みません）の合計額です。源泉徴収税額の計算対象から控除されています。内訳は摘要欄に書かれます。

本人の障害者・ひとり親・寡婦、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族などの欄は、提出された扶養親族等申告書に基づいて書かれ、申告書を提出していない方（提出の必要がない方を含む）は空欄です。欄の一覧は www.fureaino-oka.com/kaigo/nenkin-fuyou-shinkokusho へ。

確定申告のとき、源泉徴収票の添付は不要ですが、申告書には源泉徴収票の内容を記載する必要があります。

3つの書類で同じ項目がどこに出るか

項目	年金額改定通知書	年金振込通知書	公的年金等の源泉徴収票
年金の額	国民年金（基礎年金）・厚生年金保険の年金額と、合計年金額（年額）	年金支払額（1回に支払われる額・控除前）	支払金額（その年に支払われた年金の合計額・控除前）
介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険料（税）	単独の見方ページには項目なし（6月のはがきでは同じ紙の振込通知書側に載る）	介護保険料額、後期高齢者医療保険料または国民健康保険料（税）の欄	社会保険料の額（合計。内訳は摘要欄）
所得税および復興特別所得税	単独の見方ページには項目なし（6月のはがきでは同じ紙の振込通知書側に載る）	所得税額および復興特別所得税額	源泉徴収税額
個人住民税および森林環境税	単独の見方ページには項目なし（6月のはがきでは同じ紙の振込通知書側に載る）	個人住民税額および森林環境税額	書かれない（日本年金機構Q&A）
引かれた後の金額	単独の見方ページには項目なし（6月のはがきでは同じ紙の振込通知書側に載る）	控除後振込額	項目なし（支払金額から引いても受取額と一致しない場合がある）

年金額改定通知書の列は、単独の見方ページ（項目は3つ）で見ています。6月のはがきでは年金額改定通知書と年金振込通知書が同じ紙で、振込通知書の項目も同じはがきに載ります。見方のページに項目がないところは「項目なし」としていて、通知書に何も書かれていないという意味ではありません。年金から特別徴収された個人住民税および森林環境税は、所得税等の控除対象とされていないため、源泉徴収票には書かれません。

支払金額と受け取った金額が違うとき（日本年金機構の説明）

- 令和7年分の支払金額は、令和7年2月支払分から12月支払分まで（令和8年1月に支払があった方は1月支払分も含む）です。
- 支払金額から源泉徴収税額と社会保険料額を差し引いても、個人住民税および森林環境税が特別徴収されている方は、実際に受け取った金額と一致しません。
- 年金振込通知書の金額は振込予定日時点の予定額で、変更があればそのつど通知書が送られます。

なくしたとき・届かないとき

- 再交付の申請方法は、ねんきんネット、電話（自動音声の受付サービス）、窓口（年金事務所・街角の年金相談センター）の3つです。街角の年金相談センターでは、登録された本人の住所あてに後日郵送となる場合があります。
- 年金額改定通知書は過去5年以内のもの、年金振込通知書は最新のものだけ再交付できます。
- 亡くなった方の年金額改定通知書は、未支給年金の請求者に再交付できます。年金振込通知書は再交付できません。
- 年金振込通知書は、振込額や口座に変更がなければ6月以外は届きません。年金の支給が全額停止されているときも送られません。

発行：生前整理支援センター ふれあいの丘（株式会社Kogera） www.fureaino-oka.com/kaigo/nenkin-tsuchisho 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
一般的な情報提供です（日本年金機構の「通知書の見方を調べる」と各通知書の見方ページ、年金Q&Aにもとづく。2026年10月26日確認。説明文は日本年金機構の説明をもとにした当サイトの言い換え）。親の年金額・保険料・税額の計算や、通知書の数字が正しいかの判定はしていません。最終的な確認は、日本年金機構・市区町村・税務署・税理士にしてください。

年金の通知書の見方 早見表

確認メモ欄(相談の前に書き出しておく)・出典

通知書の数字が正しいか、引かれている保険料や税の額、申告が要るかは、日本年金機構・市区町村・税務署・税理士へ。この早見表は日本年金機構の説明を紹介するもので、個別の計算や判定はしていません。通知書の記載内容が不明なときは、基礎年金番号を確かめたうえで、本人から日本年金機構に問い合わせます。年金事務所では、委任状があれば代理人にも個別相談に応じています。

確認メモ欄

年金を受け取る人の氏名・続柄	
手元にある通知書(種類・年度・保管場所)	☐ 年金額改定通知書 ☐ 年金振込通知書 ☐ 公的年金等の源泉徴収票 年度( )
年金額改定通知書の合計年金額(年額)	円
年金振込通知書の年金支払額(1回分)	円
引かれている保険料・税(名前と額)	介護保険料 円 ／ 医療保険料 円 ／ 所得税 円 ／ 住民税 円
控除後振込額と、実際に入った金額	通知書 円 ／ 口座 円
源泉徴収票の支払金額・源泉徴収税額・社会保険料の額	円 ／ 円 ／ 円
聞きたいこと	
相談先・相談日	☐ 日本年金機構(年金事務所) ☐ 市区町村 ☐ 税務署 ☐ 税理士 年 月 日
聞いた内容のメモ・次にすること	

メモに書くこと(ページの確認メモと同じ)

- 手元にある通知書の種類と年度(年金額改定通知書・年金振込通知書・公的年金等の源泉徴収票)と、保管場所
- 年金額改定通知書の合計年金額(年額)と、年金振込通知書の年金支払額(1回分)
- 年金振込通知書の控除後振込額と、実際に口座に入った金額(通帳やインターネットバンキングで確かめる)
- 引かれている保険料と税の名前と額(介護保険料・後期高齢者医療保険料または国民健康保険料〈税〉・所得税・住民税など)
- 公的年金等の源泉徴収票の支払金額・源泉徴収税額・社会保険料の額
- 聞きたいこと、相談先(日本年金機構・市区町村・税務署)、相談日、聞いた内容のメモ

出典(2026年10月26日確認・日本年金機構)

1. 日本年金機構「通知書の見方を調べる」(更新日 2026年10月9日) https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/20150601.html
2. 日本年金機構「年金額改定通知書」と「年金振込通知書」(はがき)の見方(更新日 2026年6月3日) https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tuutisyo/gakukaitei/0601-01.html
3. 日本年金機構「年金振込通知書」の見方(更新日 2026年10月2日) https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tuutisyo/gakukaitei/0601-02.html
4. 日本年金機構「年金額改定通知書」の見方(更新日 2026年5月1日) https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tuutisyo/gakukaitei/0601-03.html
5. 日本年金機構「令和7年分 公的年金等の源泉徴収票」の見方(更新日 2025年12月23日) https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tuutisyo/gensen/20251223.html
6. 日本年金機構「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」の送付について(更新日 2025年12月23日) https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2025/202512/1223.html
7. 日本年金機構「年金証書・年金額改定通知書・年金振込通知書の再交付を希望するとき」(更新日 2026年6月3日) https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/kyotsu/jukyu/20140627-01.html
8. 日本年金機構「所得税に適用される防衛特別所得税および復興特別所得税」(PDF) https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/tetsuduki/rourei/jukyu/shotokuzeikojo.files/zeigaku.pdf
9. 日本年金機構 年金Q&A(年金振込通知書に記載されている金額) https://www.nenkin.go.jp/section/faq/jukyu/uketori/tsuchisho/furikomi/kingaku/index.html
10. 日本年金機構 年金Q&A(公的年金等の源泉徴収票) https://www.nenkin.go.jp/section/faq/jukyu/uketori/tsuchisho/gensen/index.html

発行:生前整理支援センター ふれあいの丘(株式会社Kogera) www.fureaino-oka.com/kaigo/nenkin-tsuchisho 個人利用の範囲で自由に印刷・複製いただけます。
一般的な情報提供です(日本年金機構の「通知書の見方を調べる」と各通知書の見方ページ、年金Q&Aにもとづく。2026年10月26日確認。説明文は日本年金機構の説明をもとにした当サイトの言い換え)。親の年金額・保険料・税額の計算や、通知書の数字が正しいかの判定はしていません。最終的な確認は、日本年金機構・市区町村・税務署・税理士にしてください。